

議案第22号

令和8年度二宮町国民健康保険特別会計予算

令和8年度二宮町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,729,573千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月20日提出

二宮町長 村田 邦子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		613,317
	1 国民健康保険税	613,317
4 県支出金		1,892,001
	1 県補助金	1,892,001
5 財産収入		202
	1 財産運用収入	202
6 繰入金		196,050
	1 他会計繰入金	191,050
	2 基金繰入金	5,000
7 繰越金		24,000
	1 繰越金	24,000
8 諸収入		4,003
	1 延滞金及び過料	4,000
	2 預金利子	1
	3 雑入	2
歳 入	合 計	2,729,573

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		53,293
	1 総務管理費	49,113
	2 徴税費	3,596
	3 運営協議会費	226
	4 趣旨普及費	358
2 保険給付費		1,847,070
	1 療養諸費	1,579,330
	2 高額療養費	259,637
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	6,003
	5 葬祭諸費	2,000
	6 傷病手当金	0
3 国民健康保険事業費納付金		786,059
	1 国民健康保険事業費納付金	786,059
4 保健事業費		33,811
	1 特定健診等事業費	32,951
	2 保健事業費	860
5 基金積立金		202
	1 基金積立金	202
6 公債費		50
	1 公債費	50
7 諸支出金		3,802
	1 償還金及び還付加算金	3,801
	2 繰出金	1
8 予備費		5,286
	1 予備費	5,286
歳 出	合 計	2,729,573